

(趣旨)

第1条 この告示は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第1項の規定に基づき、社会福祉法人の指導検査（以下「指導検査」という。）に関し統一かつ効果的な指導検査を行うため必要な事項を定めるものとする。

(指導検査の目的)

第2条 指導検査は、法人の運営全般について、関係法令、関係通知等に基づき適正に運営されているかを審査し、必要な助言及び指導を行うことにより、適正な法人の運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的とする。

(指導検査の基本方針)

第3条 指導検査は、次に掲げる基本方針に基づき実施する。

- (1) 指導検査は、関係法令等による処理基準及び通知のほか、これまでの指導検査結果等を勘案し、重点的かつ効率的に実施すること。
- (2) 指導検査の実施に当たっては、常に公正不偏かつ懇切丁寧を旨とし、法人関係者の理解と協力が得られるよう配慮すること。
- (3) 指導検査の実施に当たっては、画一的、形式的指導に陥ることのないように留意し、単に問題点を指摘するのではなく、その発生原因を究明し、是正策を明らかにして解決を図り法人の運営の改善のための具体的な助言及び指導を行うこと。

(指導検査の対象)

第4条 指導検査の対象は、主たる事務所が市の区域内にある法人であって、その行う事業が市の区域を超えないものとする。

(指導検査の種類)

第5条 指導検査の種類は、一般検査及び特別検査とする。

2 一般検査は、検査実施計画に基づいて定期的実施する指導検査とする。

3 特別検査は、次の場合に随時実施する。

- (1) 法人の運営等に不正、又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるとき。
- (2) 最低基準に違反があると疑うに足る理由があるとき。
- (3) 一般検査における指導にもかかわらず、是正の改善が見られないとき。
- (4) 正当な理由がなく、一般検査を拒否したとき。
- (5) 不祥事の発生等により重点的又は継続的な指導検査が必要と認められたとき。

(検査実施計画及び実施周期)

第6条 毎年度指導検査を開始するときまでに、一般検査の実施時期、対象となる法人を示した検査実施計画を策定するものとする。ただし、特別検査の実施については、この限りではない。

2 一般検査の実施の周期は、社会福祉法人指導監査実施要綱（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、老健局長連名通知。以下「指導監査実施要綱」という。）に基づき決定するものとする。

(指導検査の実施機関)

第7条 指導検査は、福祉保健部福祉事務所社会福祉課の職員及び別表に掲げる法人を所管する関係課の職員で実施するものとする。

(指導検査の実施)

第8条 一般検査の実施に当たっては、対象となる法人に対し、おおむね検査期日の1か月前までに、期日、場所、指導検査を担当する職員（以下「担当職員」という。）、検査当日に提示すべき資料等の必要事項を通知した上で、法人の運営状況を把握するため、別に定める検査資料を所定の期日までにあらかじめ提出させるものとする。ただし、特別検査については、この限りではない。

2 担当職員は、前号の検査資料に基づき、法人の運営等について関係者から事情を聴取するほか、必要に応じ関係施設、設備、帳簿書類等を実地で確認するものとする

3 指導検査は、指導監査実施要綱別紙の指導監査ガイドラインに基づき実施する。ただし、特別検査においては、必要に応じて詳細な確認をするものとする。

4 担当職員は、指導検査終了後、法人の代表者および関係職員に対し、その結果について講評するとともに、改善を要すると認められた事項について指導を行うものとする。

(実施後の措置)

第9条 指導検査を実施した担当職員は、別に定める様式により、延滞なくその結果を市長に報告し、併せて関係課へ合議するものとする。

2 市長は、指導検査の結果、法令または通知等の違反が認められる場合は、法人に対し文書により指導するとともに、改善措置の具体的な内容について期限を定めて報告を求めるものとする。

3 市長は、前項の場合において、必要があると認めるときは、法人における改善状況の確認のため、実地において調査を行うものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

別表（第7条関係）

福祉保健部 介護保険課
福祉保健部福祉事務所 子ども家庭課

附 則

この告示は、令和3年11月25日から施行する。